

土地区画整理施行地区内建築行為等許可申請書

※申請書を持参した日を記載  
令和□□年 □月 □日

館林市長 多田善宏様

申請者 住所 □□県□□市□□町○○-○○  
氏名 (下記「行為者」と同名) 印

次のとおり申請します。

行為者	住所氏名	※上記「申請者」住所、氏名と同じ内容をご記載ください 連絡先を必ず記載		電話	
代理人	住所氏名	※申請者より委任を受けられた建築業者・設計事務所等にて記載 連絡先を必ず記載			電話
敷地	事業の名称	館林都市計画事業 西部□□ 土地区画整理事業			
	従前地番	館林市 □□□町 字□□□ ○○-○○			
	仮換地	□□街区 符号□			
行為の種類	1 土地の形質の変更      2 建築物等の新・改・増築 3 物件の設置・堆積 <b>【※該当番号に○印】</b>				
* 土地区画整理 施行者の意見	(意見) <b>【未記入→施行者にて記入します】</b>  年      月      日  <b>【未記入→施行者にて記入します】</b>  印				
* 条件	<b>【未記入→施行者にて記入します】</b>				
* 施行者受付	【未記入】	* 市 受 付	【未記入】	*許可年月日番号	
				【未記入】	

〔注意〕 \*印欄は、申請者は記入しないでください。

許 可 申 請 明 細 書

敷 地	事業の名称		館林都市計画事業 西部□□ 土地区画整理事業					
	従前地番		館林市 □□□町 字□□□ ○○-○○					
	仮換地		□□街区 符号□					
	面積		台帳面積 登記簿面積m <sup>2</sup> ・換地面積 証明書(通知書)記載面積m <sup>2</sup>					
	所有者 (権利者)	住所名 住氏	※敷地所有者→ 土地所有者と「申請者」が異なる場合 「土地使用承諾書」が必要となります					
	占有者	住所名 住氏	(上記と同じ場合、「同上」と記載)					
申請の事由			例) 専用住宅、戸建住宅 新築、改装等のため					
申 請 の 概 要	1 土地の形質の変更		施工方法			【※該当の場合、記載】 例) 掘削○cm		
	2 建築物等の新改増築		用途		上記「申請事由」建築内容(専用住宅、戸建住宅等)			
			種別		建築行為(新築、改築、増築)			
			使用材料		建物材料(木造、鉄筋造、他)			
					申請部分	申請以外の分	合計	敷地面積との比
			敷地面積				※換地面積	
			建築面積		小数点第2位		小数点第2位	【建ぺい率】
			床面積		1 階	小数点第2位	小数点第2位	
			2 階	小数点第2位	小数点第2位			
			合計	小数点第2位	小数点第2位	【容積率】		
3 物件の設置・堆積		施工方法			【※該当の場合、記載】 例) コンクリートブロック○段積み			
用途地域			【※該当地域を記載】					
防火地域			指定なし・指定あり (館林市内には指定地域なし)					
工事着手予定日			令和 年 月 日 ※予定日を記載					
工事完了予定日			令和 年 月 日 ※予定日を記載					
その他必要事項			※特記事項があれば、追加記載					

許 可 書

年 月 日

【※日付→施行者にて記入】

【※施行者にて、記載します】 様

館林市長 多 田 善 宏

【※以下3行の空欄については、施行者にて記載します】

\* 年 月 日付けで許可申請のあった については  
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第1項の規定に基づき（次の条件を  
付して）許可する。

* 許 可 年 月 日	年 月 日	* 許 可 番 号	【※施行者、記入】
* 条 件	【※未記入→施行者にて「許可条件」を記載します】		
行 為 者 住所 氏名	【※申請者と同じ住所、氏名、転落先を記載してください】 電話		
代 理 人 住所 氏名	【※申請者より委任を受けられた建築業者・設計事務所等にて 住所、氏名、転落先を必ず記載してください】 電話		
敷 地	事業の名称	館林都市計画事業 西部□□ 土地区画整理事業	
	従前地番	館林市 □□□町 字□□□ ○○-○○	
	仮換地	□□街区 符号□	
行 為 の 種 類	1 土地の形質の変更      2 建築物等の新・改・増築 3 物件の設置・堆積      【※該当番号に○印】		

[教示]

- この許可について不服があるときは、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この許可については、この許可書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、館林市を被告として（訴訟において館林市を代表する者は館林市長となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます（なお、この許可証を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取り消しの訴えを提起することができます。

[注意]

- 許可申請の内容が建築基準法第6条に該当し、確認の申請を必要とするときは同法の規定により、建築主事の確認を受けなければなりません。
- \*印欄は、申請者は記入しないでください。